

## 再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規定

財団法人日本容器包装リサイクル協会  
制定 平成17年3月1日  
改定 平成18年3月3日

### 1. 目的

この規定は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）が再商品化事業者に委託する再商品化に関する契約において、不適正行為等に対する措置の基準を定めることにより公正かつ適正な運用を図り、不適正行為を抑止することを目的とする。

### 2. 定義

この規定における用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 法 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- (2) 施行令 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成7年政令第411号）
- (3) 契約 法に基づき協会と再商品化事業者との間で締結された再商品化を委託する再商品化実施契約
- (4) 登録 協会が委託する分別基準適合物の再商品化の入札に参加を希望する再生処理事業者の登録で入札の参加資格となるもの
- (5) 事業者登録規定 法及び施行令に準拠して協会が定めた再生処理事業者の登録要件を定めた規定
- (6) 落札可能量 事業者の設備、販売能力等に応じ協会が各登録事業者毎に査定した入札における最大落札可能量

### 3. 措置

この規定に基づく措置は下記の契約解除、登録停止、落札可能量削減、業務改善指示等とし、その基準は別表のとおりとする。

- (1) 契約解除 契約の全部又は一部を解除すること
- (2) 登録停止 指定年度における登録の申請を受理しないか登録を無効とし最長5年間入札参加資格を喪失させること
- (3) 落札可能量削減 指定年度において落札可能な上限の量を最大50%まで削減すること

- (4) 再商品化製品販売停止指示 再商品化製品の販売停止を指示すること
- (5) 引取同意書無効 再商品化製品の利用事業者による引取同意書を無効とすること
- (6) 業務改善指示 再商品化事業において改善すべき事項を、期限を定めて書面で指示すること

#### 4. 措置の加重軽減

再商品化事業者又は特定再商品化製品利用事業者の不適正行為が次の各号のいずれかに該当する場合、協会は措置を加重又は軽減することができるものとする。

- (1) 不適正行為の状況が特に悪質又は社会的影響が重大であると認められるとき
- (2) 同時期に複数の不適正行為をしたとき、又は不適正行為を繰り返したとき
- (3) 協会による措置若しくは業務改善指示に相当期間内に従わないとき、又は業務改善指示を複数回受けたとき
- (4) 不適正行為後、自主的に又は協会の指示に誠実に従い、適切な是正措置を講じたと認められるとき
- (5) その他、措置を加重又は軽減するに足る相当の理由があると認められるとき

#### 5. 措置の決定及び通知

この規定に基づき措置を決定した場合、協会は当該事業者に通知するものとする。

#### 附則

この規定は、平成18年4月1日から適用する。

<別表>

(再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規定別表)

関係領域	不適正行為	措置内容
登録要件関係	・事業者登録規定1.第二項に規定する事項に該当した場合、若しくは該当することが発覚した場合	・契約解除および事業者登録規定に定める期間登録停止（法律違反が客観的にあきらかになった場合には、刑の確定をまたず措置を行うものとする）
	・建築基準法第48条、第51条、都市計画法、その他の関係法令、及び地方自治体の定める条例に適合していない場合	・当該認定をした年度契約解除および次年度登録停止
	・施行令第6条第二号八に規定する法律等、環境の保全を目的とする法令の規定に違反したとき又は適合しないとき	・契約解除および次年度登録停止
	・事業者登録規定に規定される役員又は役員であった者が当該事業者に在職中になした行為において施行令第6条第二号八に規定する法律の違反又は禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起されたとき	・公訴を提起された年度契約解除および次年度登録停止
	・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者がその事業活動を支配するとき又は役員として実質的に経営するとき	・契約解除および次年度登録停止
	・法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税等の国税及び地方税を滞納しているとき	・契約解除および次年度登録停止
	・運搬事業者が上記に示す6項目の不適正行為に該当した場合（再生処理事業者が指示、事前に認知していた、あるいは事後に認知しつつ協会に報告しなかった場合）	・契約解除および次年度登録停止
入札関係	・入札に際し談合を行う等、入札に関し協会による公正な執行を妨げたとき	・契約解除および5年間登録停止
	・再委託・名義貸しを実施した場合	・契約解除および次年度登録停止
再商品化業務実施主体・実施施設関係	・ジョイントグループ外の事業者と再商品化業務を共同実施した場合	・契約解除および次年度登録停止
	・登録施設以外で再生処理を実施した場合	・契約解除および次年度登録停止
	・他の事業者と同一敷地内、工場で再生処理業務を実施した場合	・契約解除および次年度登録停止
	・事前の通知及び承諾手続きを得ることなく再生処理施設を改造・変更等を実施した場合	・次年度落札可能量削減
通知義務関係	・合併等に関する通知を怠った場合	・次年度落札可能量削減
	・商号、本店移転、操業の中断等に関する通知を怠った場合	・次年度落札可能量削減
引取業務関係	・分別基準適合物の引取業務を遅延した場合	・業務改善指示
	・分別基準適合物の引取業務困難時の連絡を怠った場合	・業務改善指示
	・市町村に対して分別基準適合物の引取拒否の意思表示を直接行った場合	・契約解除および次年度登録停止
	・分別基準適合物の運搬業務（引取作業、運搬、保管等）に関し、不適正な行為を行った場合	・契約解除および次年度登録停止
再生処理業務関係	・再商品化を行わず処分した場合	・契約解除および次年度以降5年間登録停止
	・協会指定外の再生処理実施方法、管理方法により業務を実施した場合	・業務改善指示
	・再生処理施設の維持管理義務に違反した場合	・業務改善指示
	・一般廃棄物処理施設設置許可条件への違反（恒常的：頻繁に能力、操業時間の超過稼働が行われている場合）	・一部契約解除および次年度落札可能量削減
	・一般廃棄物処理施設設置許可条件への違反（偶発的：年間数日以内で、能力、操業時間の超過稼働が行われた場合）	・業務改善指示
	・指定可燃物の貯蔵届出量超過、保管方法違反を行った場合（恒常的）	・一部契約解除および次年度落札可能量削減
	・指定可燃物の貯蔵届出量超過、保管方法違反を行った場合（偶発的）	・業務改善指示
	・協会要請に対するマニフェスト提出義務に違反した場合	・次年度落札可能量削減
	・残渣を不適正処理した場合（廃棄物処理法違反）	・契約解除および次年度以降5年間登録停止
	・協会の指示する残渣処理方法に違反した場合（プラスチック製容器包装）	・業務改善指示
	・産業廃棄物処理委託契約書未提出業者へ廃棄物処理委託した場合	・業務改善指示
	・再商品化製品品質基準が未達成の場合（恒常的）（プラスチック製容器包装）	・契約解除および次年度登録停止
	・再商品化製品品質基準が未達成の場合（偶発的）（プラスチック製容器包装）	・業務改善指示
	・収率が未達成の場合（恒常的）（プラスチック製容器包装）	・契約解除および次年度登録停止
・収率が未達成の場合（偶発的）（プラスチック製容器包装）	・業務改善指示	

関係領域	不適正行為	措置内容
再商品化製品の販売関係	・引取同意書未提出事業者へ再商品化製品を販売した場合	・次年度落札可能量削減
	・引取後、3カ月以内に再商品化製品の販売に至らない場合（ただし、数量が少量のため期間内に再商品化および販売を行うことが非効率な場合を除く） ・再商品化製品利用事業者に関する情報提供等の協力を行わない場合	・一部契約解除および次年度落札可能量削減 ・業務改善指示
記録・報告関係	・協会に提出する書類や報告事項に関し虚偽の記載・報告を行った場合	・契約解除および次年度登録停止
	・操業に関する記録を行っていない場合	・契約解除および次年度登録停止
	・操業に関する記録等、提出義務を有する書類の提出を怠った場合	・業務改善指示
	・提出書類の内容に不備があった場合	・業務改善指示
	・報告書類の保管義務に違反した場合	・業務改善指示
立入検査関係	・業務中の事故等、届出義務に違反した場合	・業務改善指示
	・立入検査に関し拒否、妨害、忌避をした場合	・契約解除および次年度登録停止
自社利用関係		
再商品化製品利用	・再商品化製品を不適正に利用した場合	・契約解除および次年度登録停止
	・協会に提出する書類や報告事項に関し虚偽の記載・報告を行った場合	・契約解除および次年度登録停止
記録・報告	・再商品化製品の利用に関する記録を行っていない場合	・契約解除および次年度登録停止
	・再商品化製品の利用に関する記録等、提出義務を有する書類の提出を怠った場合	・業務改善指示
	・提出書類の内容に不備があった場合	・業務改善指示
	・報告書類の保管義務に違反した場合	・業務改善指示
	・再商品化製品利用製品を定められた期間以内に販売できない場合	・一部契約解除および次年度落札可能量削減
再商品化製品利用製品の販売	・再商品化製品利用製品を不合理に処分した場合	・契約解除および次年度登録停止
	・立入検査に関し拒否、妨害、忌避をした場合	・契約解除および次年度登録停止
特定再商品化製品利用事業者関係		
再商品化製品利用	・再商品化製品を不適正に利用した場合 （再生処理事業者が指示、事前に認知していた、あるいは事後に認知しつつ協会に報告しなかった場合）	・契約解除および次年度登録停止
	・再商品化製品を不適正に利用した場合 （再生処理事業者が認知せず責のない場合）	・再商品化製品販売停止指示および次年度引取同意書無効
記録・報告	・協会に提出する書類や報告事項に関し虚偽の記載・報告を行った場合	・再商品化製品販売停止指示および次年度引取同意書無効
	・再商品化製品の利用に関する記録を行っていない場合	・再商品化製品販売停止指示および次年度引取同意書無効
	・再商品化製品の利用に関する記録等、提出義務を有する書類を提出しない場合	・業務改善指示
	・提出書類の内容に不備があった場合	・業務改善指示
	・報告書類の保管義務に違反した場合	・業務改善指示
再商品化製品利用製品の販売	・特定再商品化製品利用事業者に関する通知、協力を怠った場合	・業務改善指示
	・再商品化製品利用製品を定められた期間以内に販売できない場合	・一部契約解除および次年度落札可能量削減
再商品化製品利用製品の販売	・再商品化製品利用製品を不合理に処分した場合	・再商品化製品販売停止指示および次年度引取同意書無効
	・立入検査に関し拒否、妨害、忌避をした場合	・再商品化製品販売停止指示および次年度引取同意書無効
一般の再商品化製品利用事業者関係		
再商品化製品の利用	・再商品化製品を不適正に利用した場合 （再生処理事業者が指示、事前に認知していた、あるいは事後に認知しつつ協会に報告しなかった場合）	・契約解除および次年度登録停止
	・再商品化製品を不適正に利用した場合 （再生処理事業者が認知せず責のない場合）	・再商品化製品販売停止指示および次年度引取同意書無効
情報提供への協力	・協会への情報提供（アンケート等）に協力しなかった場合	・再商品化製品販売停止指示および次年度引取同意書無効